

## ◆ 「収入保険の開始に伴う注意点について」 ◆

収入保険の開始（平成 31 年 1 月～）により、収入減少を補てんする機能を有するセーフティネットの選択肢が増えます。

※ 収入保険への加入は、青色申告の税務申告実施者等であることが必要となります。

平成 30 年 7 月 4 日開催の「収入保険制度開始に伴う野菜価格安定制度説明会」において重複加入を防止するための対策である「生産者からの個人情報の取扱いについての同意書」、「価格差補給交付金事業を利用しない期間の申告書」の提出、取りまとめを行う必要がありますので、下記の事項に留意し取りまとめ等をお願いします。

### 1 生産者からの個人情報の取扱いについての同意書

① 対象者	J Aへ青果物を出荷している全生産者
② 提出先	J Aの代表理事組合長あて
③ 提出期限	平成 30 年 9 月末（準備が出来次第、順次対応下さい。）
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該同意書は、全国農業共済組合連合会等に対し情報の開示を行うために必要なものとなっています。</li> <li>・当該同意書の取りまとめは、毎年では無く、最初の 1 回のみとし、本人からの同意の取り消し等の申し出がない限り同意について継続するものです。</li> <li>・指定野菜事業・特定野菜事業・秋田県園芸作物事業の三事業が一緒になっていますので、同意書は価格安定事業を担当する主管課で整理、保存して下さい。</li> </ul>

### 2 価格差補給交付金事業を利用しない期間の申告書

① 対象者	収入保険へ加入する（加入した）生産者・法人
② 提出先	J Aの代表理事組合長あて
③ 提出期限	平成 30 年 12 月末（加入が判明した時点で提出）
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入保険への加入の判断は生産者個々であることから生産者の自己申告又は全国農業共済組合連合会等からの情報提供に委ねることとなるため、J Aは申告書の提出の必要性を周知する。</li> <li>・「収入保険加入＝事業を利用しない期間の申告書の提出」の意識付けを実施する。（啓発ポスターを作成、配布）</li> </ul>

(別紙1)

農業収入保険事業に関連した野菜価格安定対策事業に係る  
個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は、  
下記に記名押印の上、ご提出ください。

〇〇 〇〇は、次の事業（以下「本事業」という。）（注1）の利用状況に関する  
個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び  
関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、〇〇 〇〇は、本事業の適正な実施に当たり、農業収入の減少について補  
てんを行う農業経営収入保険事業（以下「収入保険」という。）との類似事業を利用  
する者は、収入保険の保険資格を有さないことから、本事業と収入保険との同時利  
用が発生することを防止するため、本事業の利用状況について、次の関係機関（注  
2）に必要最低限度内において、提供する場合があります。

事業 (注1)	指定野菜価格安定対策事業 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 秋田県園芸作物価格補償事業
関係機関 (注2)	全国農業共済組合連合会及び全国農業共済組合連合会から の業務委託先

〇〇〇〇農業協同組合

代表理事組合長 □□ □□ 殿

上記の「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について、同意し  
ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

(別紙2)

指定野菜価格安定対策事業を利用しない期間についての申告書

平成 年 月 日

〇〇〇〇農業協同組合  
代表理事組合長 □□ □□ 殿

住 所		
氏 名		㊟

法人住所		
代表者氏名		㊟

「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」の2の(2)に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、指定野菜価格安定対策事業(本申告書において「事業」という。)を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間(個人)
平成 年 月 日～

2 法人事業年度(申告者が個人の場合は、記載不要)
平成 年 月 日～

以上

(参考資料1)

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業を  
利用しない期間についての申告書 (案)

平成 年 月 日

共同出荷組織名 (特定相当規模生産者名)

代表者 殿

申込者

住 所

第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者名  
(特定相当規模生産者の構成員名)

代表者氏名 ㊦

(注)

当該生産者が個人の場合は「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者名、代表者氏名」に替えて「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者名」とする。

当該構成員が個人の場合は「特定相当規模生産者の構成員名、代表者氏名」に替えて「特定相当規模生産者の構成員名」とする。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第7に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業 (本申請書において「事業」という。) を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間

年 月 日～ 年 月 日

2 事業年度 (申告者が個人の場合は記載不要)

年 月 日～ 年 月 日

(※) 特定相当規模生産者とは、第3条に規定する「構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者」をいう。

(参考資料2)

## 秋田県園芸作物価格補償事業を利用しない期間についての申告書（案）

平成 年 月 日

農業協同組合  
代表者名 殿

住 所  
生産者名等 ㊟

秋田県園芸作物価格補償事業実施要領第4に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、秋田県園芸作物価格補償事業（以下「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

### 記

1 事業を利用しない期間

年 月 日～ 年 月 日

2 事業年度（申告者が個人の場合は記載不要）

年 月 日～ 年 月 日

**ストップ!!**



**重複加入**

**野菜価格安定制度と収入保険制度の  
重複（同時）加入は出来ません。  
加入の前に必ずJAにご相談下さい。**